

## Q 第5次国見町振興計画の 基本計画を議決対象に する考えはないか

### A 議会や行政執行に制約を 受ける懸念がある

**問** 地方自治法の規定により議決の対象は、振興計画の基本構想のみである。基本構想は具体性を欠くビジョンである。振興計画を進めるには、基本計画、更に実施計画が重要である。基本構想のみ議決対象であることについてどう思うか。

**町長** もし基本計画を議決事項とした場合、次年度以降の予算の決定など拘束され議会が制約を受けかねない。また、行政としても緊急を要するものを実施できないなどの懸念がある。

**問** 基本計画や実施計画の議決をしないということでは、これら計画を軽く見て

いるのではないか。

**町長** 町の振興計画については基本構想、基本計画を含めた計画全体について議会の皆様のご意見、ご理解をいただいた中で策定をし、その上で基本構想については議決をいただくものと理解をしている。

**問** 振興計画についてより多くの町民に理解してもらうために、公聴会というものを開催する考えはあるのか。

**町長** 現時点でそのような

計画はしていない。



1月26日に開催された町振興計画審議会

## Q 事業仕分けによる影響に どう対応するのか

### A 限られた予算をより効果の ある町政運営に努める

**問** 国では事業仕分けにより、無駄な事業に対し補助率の引き下げや見直し、廃止などで財政立て直しに取り組んでいるが、当町でもその必要はあるのではない

か。

**町長** 町でも無駄とか、あるいは事業の見直しは必要である。ただ、国では「コンパクトシティから人へ」ということで進めているが、地

方は地方でどういうものを見直していくかその観点が大事である。

**問** 国からの補助が減額になれば本町の各種補助金の整理や事業の効率化の検討が必要ではないか。

**町長** 限られた予算の中で、より効果のある町の運営、事業を進めていく上で、ただいまご指摘をいただいたような考えも当然必要ではないかと考える。



齋藤政之議員